

独立行政法人家畜改良センター中期計画

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に独立行政法人として発足した。

この間、我が国の畜産は、食生活の多様化・高度化等を背景として順調に成長し、農業総産出額の約3割を占め、生産資材の供給や畜産物の処理・流通等の関連産業を含め、地域社会の活性化や地域経済の維持、国土資源の有効利用など多様な役割を果たしつつ、着実に発展してきた。

その中で、センターは、それぞれの時代の要請に応じ、優良な種畜及び飼料作物種苗の生産・供給、新しい畜産技術の開発・実用化、生産者が安心して利用できるための種畜及び飼料作物種苗の検査、更には牛個体識別業務等に取り組み、我が国の畜産の発展や国民の食の安全に対する信頼の確保等に寄与してきたところである。

また、センターは、独立行政法人に移行して以来、機動的な業務運営のための組織改編・役職員の配置、業務の進行管理システムの導入、業務の効率化及び経費の縮減に向けた職員へのインセンティブの付与、外部有識者を含めた業務の取組状況の評価と課題解決等に取り組みつつ、業務を展開してきたところである。

第2期中期目標期間においても、センターは、行政施策の実施機関として、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく「家畜改良増殖目標」、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）等に基づく政策目標の達成に資することが期待されている。

このため、家畜の育種改良の推進、畜産新技術を活用した育種手法の高度化・効率化、優良な飼料作物種苗の供給による自給飼料の生産拡大、種畜及び飼料作物種苗の検査によるこれらの適切な流通、牛個体識別システムの運営、遺伝子組換え生物に係る検査の実施による国民の食の安全に対する信頼の確保等に貢献していく必要がある。

また、これらの業務を実施するに当たっては、地方公共団体及び民間との役割分担を明確にし、独立行政法人として実施すべき業務に重点化を図るとともに、重点化業務への優先的な予算の投入、柔軟で弾力的な組織改編・人員の配置、業務運営の効率化による経費の縮減等を図り、効率的かつ効果的な業務の実施に努める必要がある。

以上を踏まえ、センターは、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、農林水産大臣から指示された中期目標を達成し、国民の期待と信頼に応えるため、センターが有する資源（人材、家畜、土地等）を最大限に活用しつつ、以下に掲げる中期計画を確実に遂行することとする。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務対象の重点化

（1）家畜の改良増殖業務

効率的かつ効果的な業務運営の観点から、センターが担うべき業務に重点化することとし、以下のとおり取り組む。

- ア めん羊について、民間を中心とした種畜の生産・供給体制を構築し、18年度からこれらの体制に移行する。
- イ 実験用小型ヤギについて、大学の付属農場等でのけい養を推進し、19年度末までに種畜供給業務を中止する。
- ウ 実験用ウサギについて、緊急時に対応するための凍結受精卵を確保し、20年度末までに種畜供給業務を中止する。
- エ 山羊について、民間を中心とした種畜の生産・供給体制を構築し、21年度末までにこれらの体制に移行する。
- オ その他の家畜については、都道府県及び民間との役割分担、けい養頭数規模の見直し等の検討を行うとともに、畜産物の需要動向、家畜の飼養動向等を勘案して、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の4畜種に重点化する。

(2) 飼料作物種苗の増殖業務

関係機関及び関係団体と連携しつつ、需要の動向や新品種の育成動向等を勘案して、新品種及びニーズの高い品種への重点化を図ることにより、飼料作物種苗の増殖対象品種・系統を中期目標期間中に10%程度削減する。

2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化

- (1) 中期計画及び年度計画に沿った業務を確実に実施するため、四半期毎に進捗状況を確認し、必要な措置を講じるなど業務の進行管理を行う。
- (2) 長野牧場について、山羊、実験用小型ヤギ及び実験用ウサギの種畜供給業務を民間に移行した段階で、茨城牧場の支場として統合する。
- (3) 一般管理部門について、業務運営方法の改善、本所への事務の集中化等を行うことにより要員の合理化を図る。
また、家畜管理、飼料生産業務等における単純作業については、作業の内容を精査し、退職者の状況を踏まえつつ、可能なものから段階的に外部化を進める。
- (4) 業務の見直しに機動的に対応し、業務の質・量に応じた組織編成や人員配置を柔軟に行うなど継続的に組織体制の見直しを行う。

3 経費の縮減

- (1) 種畜等の生産物について、経年比較ができるコスト試算を行い、コスト低減に活用する。
- (2) 財務の分析を行い、その結果を経費の縮減に活用する。
- (3) 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度、少なくとも対前年度比で3%縮減するとともに、業務経費については、毎年度、少なくとも対前年度比で1%縮減する。
- (4) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、今後5年間において5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 家畜改良及び飼養管理の改善等

(1) 乳用牛

ア 後代検定事業の推進

- (ア) 後代検定事業を推進するための会議に参画し、後代検定事業の円滑な推進を図る。
- (イ) 能力の高い種雄牛を選抜・利用するため、後代検定中央推進会議で決定される頭数の候補種雄牛について、後代検定を実施する。
- (ウ) 後代検定の成績等に基づき、遺伝的能力の高い種雄牛を40頭程度確保する。

イ 遺伝的能力評価の実施

- (ア) 供用中の種雄牛全頭(80頭程度)及び牛群検定データの収集可能な雌牛全頭(40万頭程度)について、毎年2回以上定期的に遺伝的能力を評価し、公表する。
- (イ) 乳用種雄牛の国際能力評価機関(インターブル)から得られる種雄牛の遺伝的能力評価に関する情報について、毎年2回以上定期的に提供する。
- (ウ) 遺伝的能力の評価技術に関する検討会を開催し、評価対象として長命性に関する評価を追加するほか、評価精度の向上等評価手法の改善を行う。
- (エ) ジャージー種については、牛群検定データの収集可能な雌牛全頭(2千頭程度)について、毎年2回定期的に遺伝的能力を評価し、公表する。

ウ 候補種雄牛等の生産・供給

- (ア) 遺伝的能力の評価値に基づき、国内の優良雌牛を活用した的確な計画交配の実施等により雄子牛を生産するとともに、優良な育種素材を計画的に導入し、生体卵胞卵子吸引技術等畜産新技术を活用しつつ、効果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給する。
- (イ) 乳用牛改良に資するため、供給可能な種雌牛等について情報提供を行い、優良な種雌牛を供給する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)により、種雄牛や種雌牛等を中期目標期間中に250頭程度供給する。
- (エ) ジャージー種については、18年度から民間を中心とした種畜供給体制に移行し、これを支援する業務を実施する。

(2) 肉用牛

ア 後代検定事業の推進

- (ア) 広域後代検定事業の推進のための会議に参画し、広域後代検定事業の円滑な推進を図る。
- (イ) 共同利用種雄牛(都道府県が共同で利用できる種雄牛)の選定に必要な遺伝的能力評価結果をとりまとめ、国に報告するとともに、広域後代検定事業実施都道府県に提供する。
- (ウ) 選定された共同利用種雄牛について、都道府県間の調整を行い、その精液の広域流通を推進する。
- (エ) 都道府県、関係団体等の候補種雄牛の産肉能力検定成績をとりまとめ、公表する。

イ 遺伝的能力評価の実施

- (ア) 広域後代検定事業に係る候補種雄牛について、検定データ及び血統データを収集・分析し、毎年1回定期的に遺伝的能力を評価し、共同利用種雄牛に関する情報を公表する。

(イ) 遺伝的能力の評価技術に関する検討会を開催し、評価精度の向上等評価手法を改善する。

(ウ) 肉用牛枝肉情報全国データベースに収集された情報を集計し、改良情報として関係機関に提供する。

ウ 候補種雄牛等の生産・供給

(ア) 肉質、増体等の形質について優良な育種素材を計画的に導入し、生体卵胞卵子吸引技術等畜産新技術を活用しつつ、効果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給する。

(イ) 候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。

(ウ) 肉用牛の改良・増頭に資するため、供給可能な種雌牛等について情報提供を行い、優良な種雌牛等を供給する。

(エ) 上記(ア)から(ウ)までにより、種雄牛や種雌牛等を中期目標期間中に800頭程度供給する。

(オ) 肉用牛の遺伝的多様性の確保に資するため、関係県との役割分担を明確にしたうえで、遺伝的に希少な系統について育種素材を収集し、牛群を整備する。

(カ) 黒毛和種以外の品種については関係道県、関係団体等との役割分担の見直しについて協議する。

(3) 豚

ア 全国的な豚改良の推進

豚の改良に関係する都道府県、団体、種豚場等の参画を得て、全国的な豚の改良に関する会議を開催し、遺伝的能力評価の普及の取組等を推進する。

イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) 関係機関等との連携の下、デュロック種、大ヨークシャー種及びランドレース種の純粋種種豚群並びに系統豚「ユメサクラ」を供給することにより、35箇所以上の育種機関・種豚場の種豚群間の血縁関係を結ぶ。

(イ) 遺伝的能力評価に参加する種豚場等から収集されるデータについて、毎年4回定期的に遺伝的能力を評価し、評価結果を提供する。

(ウ) 遺伝的能力の評価技術に関する検討会に参画し、肢蹄に関する評価の追加を検討するなど、評価手法の改善を行う。

ウ 優良種豚等の生産・供給

(ア) 新たな系統豚の造成及び新たな育種手法の実用化のため、遺伝的パラメータ推計等のためのデータを収集するとともに、改良目標、育種プログラム等を検討する。

(イ) デュロック種について、新たな系統豚の造成に必要な基礎豚を選定・導入する。

(ウ) 系統豚「ユメサクラ」の普及及び遺伝的能力評価値を有する純粋種種豚群を構築するとともに、優良な種畜等に関する情報を提供することにより、中期目標期間中に種豚換算で1,200頭程度供給する。

(4) 鶏

ア 全国的な鶏改良の推進

鶏の改良に関係する都道府県、民間種鶏場等の参画を得て、全国的な鶏の改良に関する会議を開催し、改良情報の提供、国産鶏の普及等を推進する。

イ 優良種鶏の生産・供給

(ア) 消費者、流通業者及び生産者のニーズに対応した系統の改良に重点化し、

中期目標期間中に、系統の統合等により、けい養する系統数を2割程度削減する。

- (イ) 遺伝子育種等の新たな育種改良手法を開発し、効率的な改良を推進する。
- (ウ) 卵用鶏について、肉斑等に着眼して造成した赤玉系2系統及び卵殻質等に着眼して造成した白玉系2系統の産卵能力等を一層改良する。
- (エ) 肉用鶏について、低脂肪に着眼して造成した2系統、劣性白に着眼して造成した2系統及び遅羽性に着眼して造成した1系統の産肉能力等を一層改良するとともに、劣性白系統の赤褐色遺伝子の固定化を図る。
- (オ) 上記(ア)から(エ)までにより、優良な種鶏について情報提供を行い、中期目標期間中に種卵換算で600千個程度供給する。

(5) その他の家畜

- ア めん羊、実験用小型ヤギ、実験用ウサギ及び山羊については、上記第1の1の(1)のとおり、民間等を中心とした種畜供給体制に移行し、人工授精用精液等の保管・供給や飼養者への技術指導等の支援を行う。
- イ 実験用小型ブタについて、小型系統及び中型(ヘアレス)系統の造成を行う。
- ウ 馬について、飼養規模を縮小しつつ、種畜及び人工授精用精液の供給を行う。

(6) 種畜検査

- ア 一定年数以上の経験を有する者の中から、的確に検査のできる者を種畜検査員として任命する。
- イ 申請のあった種畜の全頭(5,500頭程度)について種畜検査を的確に実施する。

(7) 家畜の遺伝資源の保存

- ア 家畜の遺伝資源の収集、保存及び特性調査について、各牧場でのけい養畜種を考慮し、関係牧場で分担して行う。
- イ 保存形態について、可能なものについては生体から凍結精液及び凍結受精卵へ移行する。

(8) 飼養管理の改善

政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料の生産・利用技術、放牧利用技術等の改善に努め、畜産関係者にその成果を情報提供するための実証展示等を行い、見学者を毎年1,500名以上受け入れる。

(9) 家畜個体識別事業の推進

関係機関と、データの効率的な提供及び活用方法、関係団体の保有情報と個体識別データとの連携等について協議・検討し、必要なシステムの開発、改善、普及等を行い、蓄積されたデータの有効活用を図る。

2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給

- (1) 行政、品種育成及び需要の3分野から情報を入手し、新品種・系統及び需要の高い品種の優先的な生産、一定量の在庫確保等により、毎年度20トン程度の採種用等種苗の供給能力を維持する。
- (2) 効率的な採種技術等を導入し、採種性の向上を図りつつ、国際水準に適合する高品質な種苗の生産及び供給を行う。
- (3) 優良品種の選定・普及に資するため、都道府県の試験場の協力を得て、品種特性情報のデータベースを更新し、200品種以上の情報提供及びデータベ-

- ス活用の拡大を図るとともに、実証展示ほ場の設置又は設置への協力を行う。
- (4) 飼料作物の遺伝資源の栄養体保存等について、地域性を考慮し、関係牧場で分担して行う。

3 飼料作物の種苗の検査

- (1) I S T A (国際種子検査協会) 品質保証システム等を活用し、検査手順や責任の明確化を図ることにより、O E C D種子制度等に基づく検査及び証明を的確に実施する。
- (2) 検査精度の確保を図るため、種子検定のレフリーテスト(共通サンプルを用いた検査担当者への技能確認検査)等を実施する。また、海外で行われている検査手法等に関する情報収集を行い、検査精度の向上等を図る。
- (3) 検査及び事務処理の効率化を図り、種子純度検査及び発芽検査の検査試料入手から結果通知までに要する期間(国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。)について、平均5日程度(営業日)とする。
- (4) 飼料作物の新品種育成機関等との調整を行い、毎年60系統程度(標準品種を除く。)の地域適応性等の検定試験を実施する。

4 調査研究

(1) 育種改良関連技術

ア 生産性等に影響する遺伝子の究明と選抜への応用

- (ア) 生産性に関する形質(乳房炎等)に影響する遺伝子を究明する。
- (イ) 生産物の品質に関する形質(脂肪交雑等)に影響する遺伝子を究明する。
- (ウ) 遺伝子育種の実用化に向けた家畜の選抜について検討し、試行する。

イ 食味に関する評価手法の開発と選抜への応用

- (ア) 我が国の食肉消費形態に応じた適切な評価を行うための食肉の官能評価手法を開発する。
- (イ) 食肉の官能評価に基づき、家畜の育種改良目的に応じた選抜に有効な、食味に関する理化学分析項目を選定する。
- (ウ) 食味に関する理化学分析項目を利用した家畜の選抜について検討し、試行する。

(2) 繁殖関連技術

- ア 胚の生産・保存技術を改善し、その利用性について実証する。
- イ 繁殖技術の改善及び問題点(受胎率の低下等)の解決に取り組む。
- ウ 核移植技術における生産効率を改善する。
- エ 同一遺伝子を持つ個体の相似性に関する検討を行うとともに、それらを利用した調査試験に取り組む。

(3) 飼養管理関連技術

- ア 搾乳ロボット等を活用した先進的な家畜管理システムについて調査する。
- イ 放牧を活用し、省力的かつ消費者ニーズに対応した肉用牛生産システムについて調査する。
- ウ 家畜の管理、粗飼料の生産・利用、家畜排せつ物の処理・利用等に関する実用化技術について調査する。

5 講習及び指導

(1) 成果等の情報提供

ア 調査研究の結果得られた成果については、関連学会における口頭発表、論文発表等を積極的に行う。

イ 家畜改良、飼養管理、飼料作物種苗増殖等の業務の結果得られた技術的知見のうち広く関係者に提供することが必要と考えられるものについては、マニュアルの作成、関係誌への掲載、プレス発表、ホームページ掲載等による情報提供を積極的に行う。

ウ 調査研究等の成果について、関連学会における口頭発表、論文発表、マニュアルの作成、関係誌への掲載等により、毎年60件以上の情報を提供する。

(2) 技術の普及指導

ア 農林水産省が計画を策定する中央畜産技術研修を実施するとともに、研修生に対して研修環境についての満足度を調査し、その改善に役立てる。

イ 成果が体系化された技術について、当該技術の普及を担う技術者を対象に、毎年10回以上の技術研修会等を開催する。

ウ 都道府県、民間機関、大学等の依頼による個別の研修生を受け入れるとともに、研修生に対して研修内容についての満足度を調査し、その改善に役立てる。

エ 上記アからウまでにより、毎年1,200名以上の研修生を受けれる。

オ 畜産関係団体等に対し、施設利用可能時期、利用条件等の情報提供を行い、可能な範囲で団体主催研修会等へ施設を提供する。

(3) 海外技術協力

ア 関係機関の要請に応じ、その分野について専門的知識を有する者を長期専門家、短期専門家又は調査団員として可能な限り派遣する。また、他機関所属の専門家の派遣前研修についても可能な限り要請に応える。

イ 関係機関の要請に応じ、集団コース及び国別研修を実施し、研修員を可能な限り受け入れる。また、受講者に対して研修内容及び研修環境についての満足度を調査し、その改善に役立てる。

6 センターの資源を活用した外部支援

(1) 外部機関が行う技術開発・調査のうち、我が国の畜産振興等に寄与すると判断されるものについて、協力等の要請があった場合には、可能な限りその求めに応じ、家畜、施設等の提供の方法により、積極的に支援する。

(2) 行政機関から畜産に関する要請があった場合には、可能な限り協力する。

(3) 外部機関が開催する講習会の講師等に職員の派遣を要請された場合には、可能な限りその求めに応じて職員を派遣する。

(4) 外部機関が開催する各種委員会の委員等に職員の委嘱を要請された場合には、可能な限りその求めに応じて職員を派遣する。

7 家畜改良増殖法に基づく検査等

(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等

家畜改良増殖法に基づき、農林水産大臣の指示に従い的確に立入り、質問、検査及び収去が行える体制を整備し、指示があった場合には着実に実施する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

種苗法(平成10年法律第83号)に基づき、農林水産大臣の指示に従い的確に指定種苗の集取及び検査が行える体制を整備し、指示があった場合には着実に実施する。

(3) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査等

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、農林水産大臣の指示に従い的確に立入り、質問、検査及び収去が行える体制を整備し、指示があった場合には着実に実施する。

8 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき、次に掲げる事務を的確に実施する。

- (1) 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務
- (2) 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務
- (3) 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務
- (4) 法第5条第2項の規定に基づく申出の受理に関する事務
- (5) 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務
- (6) 法第8条及び第11条から第13条までの規定に基づく届出の受理に関する事務
- (7) 個体識別番号の決定及び通知に関する事務

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成18年度～平成22年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	41,733
施設整備費補助金	2,114
無利子借入金	0
受託収入	728
諸収入	2,954
農畜産物売払代	2,876
その他の収入	78
計	47,529
支出	
業務経費	8,295
うち 家畜改良関係経費	5,552
飼料作物種苗関係経費	472
技術の開発・実用化関係経費	1,112
技術の普及指導関係経費	80
検査関係経費	462
牛個体識別関係経費	617
施設整備費	2,114
受託経費	728
借入償還金	0
一般管理費	3,193
人件費	33,199
計	47,529

[人件費の見積り]

期間中総額26,568百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手

当、退職者給与、国際機関等派遣職員給与及び継続雇用短時間勤務職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定のルール]

1 平成18年度は次の算定ルールを用いる。

$$\begin{aligned} \text{運営費交付金} &= ((\text{前年度一般管理費} - A) \times \quad \times \quad) + ((\text{前年度業務} \\ &\quad \text{経費} - B) \times \quad \times \quad) + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \\ &\quad : \text{効率化係数 (97\%)} \\ &\quad : \text{効率化係数 (99\%)} \\ &\quad : \text{消費者物価指数} \\ &\quad : \text{各年度の業務の状況に応じて増減する経費} \\ \text{人件費} &= (\text{前年度人件費 (除く退職手当)} - C) \times 0.99 \text{以下} + \text{退職手} \\ &\quad \text{当} + \text{雇用保険、労災保険増} \\ A + B + C &= \text{勧告の方向性を踏まえて効率化する額} \end{aligned}$$

2 平成19年度以降については次の算定ルールを用いる。

$$\begin{aligned} \text{運営費交付金} &= (\text{前年度一般管理費} \times \quad \times \quad) + (\text{前年度業務経費} \times \quad \times \quad) \\ &\quad + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \\ &\quad : \text{効率化係数 (97\%)} \\ &\quad : \text{効率化係数 (99\%)} \\ &\quad : \text{消費者物価指数} \\ &\quad : \text{各年度の業務の状況に応じて増減する経費} \\ \text{人件費} &= \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{労災保険料} + \text{雇用保険料} + \text{児童手当} \\ &\quad \text{拠出金} + \text{共済組合負担金} \\ \text{基本給等} &= \text{前年度の (基本給} + \text{諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与} \\ &\quad \text{改定率}) + \text{退職者} \cdot \text{派遣職員} \cdot \text{継続雇用職員給与} \end{aligned}$$

(注)

- 1 運営費交付金には、期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
- 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。
ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数については、業務経費を年99%、一般管理費を年97%と推定。
- 2 給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率を、ともに0%と推定。
- 3 勧告の方向性を踏まえて効率化する額は、42,213千円とする。

2 収支計画

平成18年度～平成22年度収支計画

(単位 百万円)

区 別	金 額
費用の部	44,769
経常費用	44,767
人件費	33,199
業務費	7,272
一般管理費	3,193
減価償却費	1,103
財務費用	2
臨時損失	0
収益の部	44,769
運営費交付金収益	39,984
受託収入	728
諸収入	2,954
農畜産物売払代	2,876
その他の収入	78
資産見返運営費交付金戻入	1,102
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

〔注記〕

- 1 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 2 当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 3 減価償却費は、交付金財源で購入し、又は購入予定の50万円以上の有形固定資産及び独立行政法人移行時無償譲与分の減価償却見込額を計上した。
- 4 減価償却費については、残存価格を10%に設定し、定額法で計上した。
- 5 財務費用は、ファイナンスリースの利息額を計上した。
- 6 臨時損失及び臨時利益は、現在のところ金額が算定できないので見込んでいない。

3 資金計画

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位 百万円)

区 別	金 額
資金支出	47,529
業務活動による支出	43,666
投資活動による支出	3,863
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	47,529
業務活動による収入	45,415
運営費交付金による収入	41,733
受託収入	728
その他の収入	2,954
投資活動による収入	2,114
施設整備費補助金による収入	2,114
その他の収入	0
財務活動による収入	0
無利子借入金による収入	0
その他の収入	0

〔注記〕

- 1 資金計画は予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による支出は、運営費交付金から有形固定資産取得見込額を差し引いた額を計上した。(受託収入及びその他の収入に係る経費を含む。)
- 3 投資活動による支出は、運営費交付金及び施設費等補助金で取得する有形固定資産取得見込額を計上した。(運営費交付金で取得する有形固定資産取得見込額は、過去3カ年の平均(14～16年度)を基礎に、5カ年分を計上した。)
- 4 業務活動による収入は、運営費交付金、受託収入及びその他の収入を計上した。
- 5 投資活動による収入は、施設費等補助金を計上した。

第4 短期借入金の限度額

1.1億円

(想定される理由)

運営費交付金の受け入れの遅延。

第5 剰余金の使途

業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための育種素材の導入、機械及び車輛の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入

第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備の整備に関する計画

業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設・設備を計画的に整備・改修する。

年度別	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
18	畜舎及び附帯設備、検査・分析室、粗飼料等保管施設	449	施設整備費補助金
19 22	畜舎及び附帯設備、検査・分析室、種子生産施設、家畜排せつ物処理施設、粗飼料等保管施設、給・排水設備等 19 - 22年度計	1,665±	施設整備費補助金

注) : 老朽度合等を勘案して、各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費

2 職員の人事に関する計画

(1) 方針

ア 業務の重点化及び効率化に努め、職員の適正な配置を進めるとともに、要員の合理化を図る。

イ 一般管理部門について、業務運営方法の改善、本所への事務の集中化等を行うことにより要員の合理化を図る。

また、家畜管理、飼料生産業務等における単純作業については、作業の内容を精査し、退職者の状況を踏まえつつ、可能なものから段階的に外部化を進める。(再掲)

(2) 人件費及び人員に関する指標

中期目標期間中に人件費を5%以上削減する。(再掲)

(参考)

人件費総額の見込み 26,568百万円

期初の常勤職員数 933人

期末の常勤職員数見込み 886人

(3) 人材の確保、人材の養成の計画

ア 職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修や必要な資格の取得を計画的に進め、人材の育成を図る。

イ 畜産行政との連携及び業務の高度化・専門化に対応するため、行政部局及び他機関との人事交流を図る。